

## むつ市議会第160回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和2年10月30日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議案第87号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管業者	村田	尚	総務部長	吉田	真
総務部 理事	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
公室 部長	吉田	和久	民生部長	中村	久
健康 推進部長	中村	智郎	子ども みどり s m i l e s k i d s o f f i c e にっこり 所	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
教育部長	角本	力	上下水道 局長	濱谷	重芳
総務部 推進課 総務課 主任	杉澤	一徳	総務部 総務課 主任	井戸向	秀明
総務部 主任	菊池	亘			

事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝悦  
総括主幹 青山諭  
主幹 堂崎亜希子

次長 中野敬三  
主幹 葛西信弘  
主任主査 井田周作

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第160回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配付の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、5番野中貴健議員及び18番原田敏匡議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。8月25日開会のむつ市議会第245回定例会において行った行政報告以降、国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組についてご報告させていただきます。

昨今、海外との往来が徐々に再開しつつある中、世界的には、週に200万人を超える新規感染者数が続いており、とりわけ欧州などで顕著な感染拡大が見られる状況にあります。

国内においても、「Go To トラベル」や「Go To イート」など、国の経済活動を促す対策を受け、社会活動が徐々に活性化する中、実効再生産数は、8月最終週以降、東京都、大阪府、北海道及び沖縄県では1を挟んで前後し、全国的にみても直近で1を上回る水準となっており、感染拡大に鑑みた注意が必要である状況に変わりはありません。

また、8月28日に開われました国の第42回新型コロナウイルス感染症対策本部においては、保健

所及び医療機関の負担の軽減並びに病床の効率的な運用を図る観点から入院勧告等に係る権限の運用の見直しを始め、今後の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行期を踏まえた検査体制の拡充、医療資源を重症者に重点化する医療提供体制の確保等について議論されております。

こうした中、青森県内においても新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、感染者数が200を超える事態となり、直近1週間の人口10万人当たりの新たな感染者の発生数は、10月25日の時点で沖縄県、東京都、大阪府に次いで全国で4番目に高い水準となっております。

このことから、三村青森県知事からは、県民の皆様に対して、誹謗中傷対応を含め、「今後感染経路を特定できない市中感染が大きく広がった場合、休校、イベント開催自粛、休業要請、外出や県境を越えた移動自粛要請など、県民の生活を厳しく制約する措置を講じなければならない。」との考えを示しつつ、10月26日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出全般、イベント及び事業者の取組について、「外出の際には、人混みを避けるとともに、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど、ソーシャルディスタンスの考え方を取り入れることを中心に据え、あらゆる場面において「三つの密」を避けることなどについて協力をお願いします。」とする要請がなされております。

市においても、これらの状況を受け、市民の皆様感染防止対策の徹底を一層強く呼び掛けることはもとより、新型コロナウイルス感染症の予防を念頭に置いたPCR検査及び抗原検査の実施体制の構築に加え、むつ下北地域全体を俯瞰した医療体制の整備を進めておりますほか、10月16日に行われた青森県に対する重点要望書提出の際には、下北地域保健医療圏域唯一の中核病院である

むつ総合病院に対して、医療提供体制整備に要する費用及び人材不足への支援、資機材の確保、提供について要望したところであります。

今後におきましても、国及び青森県の方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様の安全・安心を確保するための取組を進めさせていただきます。

以上を受け、8月25日以降における新型コロナウイルス感染症対策の状況について、ご報告いたします。

はじめに、感染症対策に係る組織の改編並びに感染症対策室及び緊急雇用対策室の取組についてご報告いたします。

まず、感染症対策に係る組織の改編についてであります。市では新型コロナウイルス感染症対策に迅速かつ的確に対応するため、4月23日にむつ市感染症危機突破プロジェクトチームを立ち上げ、総勢137人体制で、特別定額給付金の支給、感染症対策、経済対策、緊急雇用対策の事業など全29事業を展開し実施してまいりました。

しかし、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言として社会活動と感染対策の両立が求められる新しい生活様式の中で通常を取り戻す必要があること及び新型コロナウイルス感染症の感染症の分類の見直しが検討されるなど新型コロナウイルス感染症に係る対応も変化してきたことから、当初の目的は達成されたとして、9月30日をもってプロジェクトチームは発展的解散をすることにいたしました。

今後につきましては、感染症対策と経済対策を日常的に実施していくこととし、市役所内の組織を見直すことといたしました。具体的には、10月1日付けをもって、健康づくり推進部予防・医療課内に感染症対策室を、経済部産業雇用政策課内に緊急雇用対策室を設置し、新たな組織の下、これまで同様に新型コロナウイルス感染症対策を進

めてまいります。

次に、感染症対策室の取組についてであります。が、むつ市感染症あんしん飲食店等認定制度は、業種ごとのガイドラインに基づき感染対策を実施している飲食店等を認定するもので、6月から取り組んでいる事業であります。

また、9月には感染対策の強化及び感染者への誹謗中傷防止のため、むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例を制定し、消毒液の無償提供を始め、幅広い支援を継続しているところであります。

条例制定前に認定を受けている飲食店等296件のうち、241件から条例に基づく認定への移行に係る同意書の提出を受けており、残りの55件についても、順次同意していただき、全ての認定飲食店等から同意書の提出を受けたいと考えております。

本日現在、認定飲食店等は313件となっており、6月の申請受付開始から半年以上経過しておりますが、申請数は増加し続けております。

県内で感染が拡大している中、認定飲食店等の皆様には、引き続き感染対策のお願いと、市は感染症対策に係る相談体制を継続している旨の文書を送付しており、今後もしっかりとコミュニケーションをとりながら支援してまいります。

次に、緊急雇用対策室の取組についてであります。が、新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策では、アツギ東北株式会社むつ事業所の離職者の皆様への再就職支援といたしまして、8月28日に当市のほか、むつ公共職業安定所、むつ労働基準監督署、青森県、近隣の自治体及び商工団体による「第1回雇用対策連絡会議」が開催され、各機関が連携し効果的に求職者の皆様に支援していくことを確認しております。

また、10月9日の第2回会議では求職者の皆様へのアンケートによる希望職種等のニーズが示さ

れ、今後、求人企業とのマッチングにつなげていくこととしております。

次に、市独自の支援策についてであります。が、9月24日に市内外の企業・団体10者にご協力をいただき「むつ市合同企業説明会」を開催したところであり、求職者の皆様が関心のある企業の情報を直接担当者からお聞きできる機会を設け、再就職先選定の支援をしたところであります。

なお、雇用対策本部によりますと、このような取組により10月23日現在、11人の方の再就職が決定したとのこととあります。

私といたしましては、アツギ東北株式会社むつ事業所の離職者を含む全ての離職者の皆様が1日でも早く安心して生活できるよう、また、求職者の皆様が早期に再就職できるよう支援するため、本臨時会に補正予算案を提案するとともに、引き続き経済界を含めた関係機関と力を合わせ雇用対策に全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについてご報告いたします。

8月1日から9月18日までの間の対応についてであります。が、東京都を始め、多くの地域で感染者が増加傾向にあることを踏まえ、本庁舎がワンフロアであり、感染者が発生した際に感染が広がるリスクが市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されますことから、感染拡大地域として関東、中部、近畿及び九州地方への出張を原則禁止するとともに、私用旅行の自粛を要請しております。

9月19日からの対応についてであります。が、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から社会活動と感染対策の両立を目標とする新たな指標が示されたことや8月中旬以降、全国的に感染者数が減少に転じ、沖縄県で発出されていた緊急事態宣言や東京都で発出されていた23区の飲食店における夜10時以降の営業自粛要請がそれぞれ解除さ

れたことなどを受け、感染拡大地域への出張の禁止及び私用旅行の自粛を解除しております。国内全ての地域を対象として不要不急の出張及び私用旅行を避けることとし、かつ、県外に出張等をする場合には所属部長等に報告することとしております。

なお、青森県が発表した県内飲食店でのクラスター等により多くの感染者が発生しており、これにより、県内のPCR検査陽性率、病床の待機者数などの項目で数値が上昇している状況を受け、10月19日から11月2日までの間、職員に対し、これまで以上にうがい、手洗いの徹底、外出時のマスクの着用などの感染症予防の徹底と、市外への出張及び私用旅行についても所属長に届け出ることとしております。

次に、市内の小中学校における修学旅行の実施についてご報告いたします。

青森県から県内飲食店クラスターに係る注意喚起が発出された10月15日までに修学旅行を実施した学校は、小学校が12校、中学校が4校となっております。

その後に実施を予定していた学校は、中学校4校でありまして、このうち2校は行程を見直した上で実施し、残る2校は今後の状況を踏まえながら11月中に実施する予定としております。

直前での延期等となりましたことから、キャンセル料が発生した学校もあり、これについて市への支援要請がありましたことから、予算措置等について検討することとしております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 1点だけ質疑させていただきます。

県内のクラスター発生に伴って、市民の皆様から結構聞かれることがございまして、他地域ではよくイベントが中止されています。むつ市は、今後どうなのだろう、新たな対策を打つのかという問合せを結構いただいております。今後もイベント関係、市が主催するもの、そして共催するもの、様々ありますけれども、今後の状況にもよりますけれども、現時点でそういった市が共催もしくは主催するイベントに関して、中止もしくは延期という方向が定まっているものがあるのかどうか、現時点で構いませんので、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

これは、判断が極めて難しく、というのは県自身が今現状の感染の状況について、ステージの管理を行っていないのです。今コロナウイルス感染症の対策というのは、6つの指標に基づいて、4つのステージで管理をするということになっています。6つの指標というのは、例えば病床に占める感染者の数とか、入院ベッドに占める入院している人の数とか、あとは前の1週間と今の1週間の比較とか、そういうことで6つの指標があるのですが、それに基づいて1から4つ目までのステージで管理をしていて、現状、ステージ2までであれば、これは大体イベント等は実施していいというようなことが言われています。ところが、そうしたステージの判断が今なされていないということで、そこからのその情報では、私たちは極めて判断がしにくい状況にあるということは、まず1点あります。

ただ一方で、県のほうでは、私毎日会見聞いて

いますけれども、今回の感染の拡大というのが局地的なものだというふうな認識をしているということも繰り返し言っています。そうした中においては、私たち、むつ市内で、基本的にむつ市民の皆様に来ていただくようなイベントについては、現時点では特に中止とか、延期とかということは考えてございません。

ただ一方で、10月にやらせていただいたあんしんオータムフェスタのように、感染対策はこれ万全にして行うということが前提になります。さらに言わせていただければ、県のほうに感染症アドバイザーというものの派遣制度があるのですが、これを先般お願いしたところ、一々全部の事業には行けないということで断られてしまいまして、これはもう私たち自身で感染対策を実施しながらやるしかない、このように考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 市内のイベントに関して、やっとオータムフェスタから順次開催が見込まれていまして、市内の方々もちょっと光が差してきたところに今回の県内のクラスター発生して、少し気落ちしている部分もあります。市からのアナウンスというのは、中止の場合は大きく連絡受けまされども、今みたいな感じの、やるのかやらないのか分からないというような感じだと、ちょっと市内の方々が不安に思っている部分もございませう。できれば、現時点での状況でも構いませんので、市長のツイッターなりで、現時点では開催の方向とか、中止は考えていないというような発信をぜひしていただければ、市民の方々も安心すると思われども、そういった考えはないかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私のツイッターということも、私のというか、市長公式ツイッターも、フェ

イスブックも、市のホームページもそうですけれども、実は今朝も、あしたの代官山公園でのイベントについてはツイッターのほうで周知をさせていただきました。やっぱり難しいのは、やるぞ、やるぞ、やるぞと言っても、前の日にできなくなる可能性があるのです、こういうのというのは。だから、もちろんやるときには何らかの形で、せっかくだから市内の人には楽しんでいただきたいということで周知はしますけれども、そのタイミング等についてはやっぱり難しさがありますので、ちょっと一任をいただいて、いただいたご意見はご意見として受け止めさせていただきます。これからやらないということは直前になるし、やるということは少しずつ周知していくということで、ご理解をいただきたいと思われませう。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めませう。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第87号 令和2年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めませう。市長。

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました議案第87号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、8,286万1,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は441億5,143万6,000円となります。

まず、歳出についてでありますれ、総務費には、

下北文化会館の新型コロナウイルス感染症対策に係るオンライン環境整備費として下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

次に、衛生費には、インフルエンザ予防接種費用の助成を拡充するため、インフルエンザ予防接種事業費を計上しております。

次に、労働費には、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の生活や就職活動を支援するため、離職者生活・再就職支援給付金事業費を計上しております。

次に、教育費には、新型コロナウイルス感染症対策として図書消毒機等を整備するため、図書館感染症対策事業費を計上しております。

続きまして、歳入についてであります。国庫支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

#### ◇議案第87号

○議長（大瀧次男） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 議案第87号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

歳出の離職者生活・再就職支援給付金事業の内容につきまして、1,810万円が計上されております。この事業内容について詳しくお知らせください。また、対象条件、予想される人数、1人当た

りの金額、給付方法などについてお知らせお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 濱田議員のお尋ねにお答えします。

まず、対象の条件ということですが、今年の4月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された市民の方で、同じ使用者の下に3か月以上勤務し、雇用保険に加入していたことというふうに条件を設定しております。

次に、対象人数でありますけれども、アツギ東北離職者雇用対策本部の資料及び市が把握している4月1日以降の新型コロナウイルス感染症を要因とする離職者の人数などから、180名と想定しております。

次に、1人当たりの給付金額でありますけれども、一律10万円としております。

最後に、給付方法であります。まずは申請が必要だということでありまして、所定の申請書に離職が分かる書類、そして振込先口座の通帳の写しの3つを市のほうへ郵送またはご持参いただくこととしておりまして、申請書類を確認しましたら、口座振込により給付を行うということにしております。

なお、申請書類につきましては、事業を担当します緊急雇用対策室の窓口に備え付けるほか、市のホームページ等でダウンロードして入手することが可能というふうに思っております。また、離職が分かる書類というものでありますけれども、こちらは公共職業安定所が発行します離職票や、離職された事業所が作成します離職証明書等の写しというふうになっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 3か月以上勤務された方で、

雇用保険を掛けている方が対象ということですが、これも、これは、では雇用保険とは別物であるというふうに考えてもよろしいでしょうか。それ1点と、180名を今予定しているということですが、金額に不足が生じた場合は、再度また補正予算を組む考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） まず、1点目の雇用保険との関係であります。こちらは雇用保険の制度からいただくものではなくて、市独自の政策……

（「雇用保険をもらっている人ももらえるのかということを知っているから、雇用保険をもらっている人ももらえる」の声あり）

○経済部長（立花一雄） 訂正いたします。こちらの市の給付金でありますけれども、国の雇用保険の制度をもらっている方についても、市の給付金も受けられるということになります。

それから、対象者が180名というふうに申し上げておりますが、これを超えるというようなことでもありますけれども、こちらにつきましては、現在のところ雇用対策本部の資料ですとか、離職者の推移を基に推定しておりますので、現段階ではこの180名は上回らないということで、予算の中で対応できるのではないかとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 最後に1点だけ確認しておきますけれども、これは条件としては先ほど4月1日から12月31日まで、コロナ関係で離職した方を対象ということですが、アツギ株式会社に絞ったものではない、一般の事業者も対象になるということよろしいですか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 対象としましては、アツ

ギ東北のむつ事業所以外の市内の……すみません、4月1日以降、アツギ以外の事業所からの離職も対象としております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第87号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

私も7ページ、離職者生活・再就職支援給付金事業の詳細について通告しておりましたが、先ほど質疑された濱田議員と重複しない部分のみ質疑させていただきます。

新型コロナウイルスの影響による求職活動の長期化に対応して、6月に受給日数に関する雇用保険特例法が成立しました。これは、特例の対象と判断されれば、雇用保険の基本手当、いわゆる失業手当の受給者について、給付日数を60日、また一部30日延長を可能とするものです。離職者に対し、こういった国の支援も実施されていますが、市として様々な支援策を検討している中から、今回の事業を選択に至った経緯についてお伺いします。

あと、2点確認ですけれども、要件の中に離職者とありましたが、例えば今現在離職されて、ハローワークに再就職の申請を行っている等の要件は含まれないのかどうか、確認いたします。

もう一点、先ほどアツギさんのお話が出ましたけれども、予定の180人中、何名ほどアツギさんの人数で予算化されているのか、分かりましたらお伺いします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えします。

まず、1点目の本事業を実施するに至った経緯ということでご説明いたします。先ほど雇用保険の基本手当という部分がありましたけれども、こ

ちらの基本手当につきましては、在職時の賃金の約50%から80%というふうになっておりますので、従前の生活水準の維持が難しいというふうに捉えております。

また、再就職へ向けた活動を展開していくというためにも、様々な交通費ですとか、様々な経費が新たに発生するというふうにも考えております。

さらに、今般のコロナ禍において、大量の離職者が発生するという、これまでないような事態に際し、この危機を打開することは市が取り組むべき大きな課題であるというふうに認識をしております。

こういうことから、市としましては離職された皆様の生活の安定及び再就職の一助となるべく、独自に支援策を実施してまいるといふふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目のハローワークで就職活動をしている方が対象かということですが、この方についても対象。あくまで離職した時点が対象の起算日というふうになります。

それから、3点目が……

(「アツギの離職者」の声あり)

○経済部長(立花一雄) 次、3点目、アツギの離職者の数ということですが、離職者の数につきましてはお答えできないのですが、その中で求職する方の人数につきましては、雇用対策本部のほうで127名ということ把握しているということでございます。

以上です。

○議長(大瀧次男) これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、20番浅利竹二郎議員。

○20番(浅利竹二郎) 歳出の第4款衛生費、第4目予防費、インフルエンザ予防接種事業費についてお尋ねします。

今青森県内でも新型コロナウイルスの二次、三次感染が現実味を帯び、インフルエンザとの同時流行も大いに懸念されるところであります。このような状況下で、今期の流行が予想されるインフルエンザに対し、予防接種ワクチンの供給量確保に懸念はないのか、お尋ねいたします。

○議長(大瀧次男) 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(中村智郎) お答えいたします。

予防接種ワクチンの供給量の確保に懸念はないかということですが、厚生労働省によりまして、今年度のワクチンの製造予定量につきましては、過去5年間で最大の約3,322万本、約6,650万人分を見込んでおりまして、国において適切に準備しているものと認識しております。

以上です。

○議長(大瀧次男) 20番。

○20番(浅利竹二郎) ワクチンの供給量とか、医療機関の諸事情によりまして、インフルエンザ予防接種には効率的な対応が求められると言われてきておりますけれども、どのような優先順位で接種するのかお尋ねします。

○議長(大瀧次男) 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(中村智郎) お答えいたします。

インフルエンザワクチンの接種の順位ということですが、まず基本的には65歳以上の方でありますとか医療従事者、こういったことで基本的に分類はされております。今年度はインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があるということから、より必要とされる方に確実にワクチンが届くよう、10月1日から65歳以上の方の接種を始めてございます。それ以外の方につきましては、10月26日までお待ちいただくということが厚生労働省から、通知あるいは協力の要請がなされてございます。

これを受けまして、むつ市では高齢者の接種開始日を例年より1週間早めまして、10月5日から開始してございます。既に10月26日でございますので、接種を希望される方は早めに接種されるよう周知してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 私も高齢者のインフルエンザの接種はもう終わりました。それで、今部長からも説明がありましたとおり、重症化しやすい65歳以上の高齢者は、高齢者インフルエンザ予防接種として助成がありますけれども、例年この接種率が低迷しているのです。大体五十二、三%から五十五、六%、これが例年の接種率なのです。同時流行が懸念される今、高齢者のインフルエンザ接種率向上に特段の意を用いる必要があると思いますけれども、そこのところをもう一度お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

65歳以上の高齢者についてでありますけれども、今回実は10月の初め頃からこの準備をしてまいりました。議会のタイミングが10月末ということでありましたので、本日御議決賜った直後に、すぐに通知を出す準備をしております。この通知は、対象となる全ての皆様に通知をさせていただく予定ですので、そうしたことと、あるいは周知活動を含めて、接種率の向上に努めていきたいと考えております。

ただ一方で、ワクチンは、インフルエンザのワクチンも副反応というか、いわゆる副作用というものもありますので、ご自身の体調等、あるいはご自身の疾患等との関係で、しっかりと考えながら接種をしていただきたいと、このように考えている次第でございます。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑

を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第160回臨時会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会